資料５

公営企業型独法への企業会計の減損会計基準の適用方法

国独法の減損会計基準

独立行政法人通則法
（企業会計原則）
第37条　独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

独法型減損

（例）独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令

（企業会計原則等）
第８条　機構の会計については、この省令の定めるところによるものとし、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。
２　略
３　平成11年4月27日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（以下「独立行政法人会計基準」という。）は、この省令に準ずるものとして、第１項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」
（別冊）「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準注解」

企業会計型減損

国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令

（企業会計原則等）
第８条　機構の会計については、この省令に定めるところによるものとし、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。
２　略
３　平成11年4月27日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（以下「独立行政法人会計基準」という。）は、この省令に準ずるものとして、第１項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。ただし、平成17年6月29日に設定された固定資産の減損に係る基準については、この限りでない。

独立行政法人都市再生機構に関する省令
（会計の原則）
第８条　略
２　略
３　平成11年4月27日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（平成17年6月29日に設定された固定資産の減損に係る基準を除く。第10条において「独立行政法人会計基準」という。）は、この省令に準ずるものとして、第１項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

固定資産の減損に係る会計基準（平成14年8月9日企業会計審議会）

一般地方独法の減損会計基準

地方独立行政法人法
（企業会計原則）
第33条　地方独立行政法人の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

地方独立行政法人法施行規則

（会計の原則）
第１条　地方独立行政法人の会計については、この省令に定めるところにより、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。
２　略
３　地方独立行政法人に適用する会計の基準として総務大臣が別に公示する地方独立行政法人会計基準は、第１項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準注解」（案）

公営企業型地方独法の減損会計基準

（案の１）**当然適用型**

公営企業型地方独立行政法人の減損に係る会計基準を置かないことにより、反射的に企業会計の減損会計基準を適用させる。（cf.施行規則第１条第１項）

（案の２）**参照型**

公営企業型地方独立行政法人の減損に係る会計基準として、公営企業型地方独立行政法人の減損に係る会計基準は企業会計の減損会計基準による旨と、特に留意すべき事項等のみを公示（告示）する。

（案の３）**書き起こし型**

公営企業型地方独立行政法人の減損に係る会計基準として、企業会計の減損会計基準と同様の内容を公示（告示）する。